

○指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について

〔平成12年8月1日〕
告示第9号

改正 平成14年1月15日 告示第1号
平成15年7月7日 告示第5号
平成18年1月1日 告示第11号
平成30年4月1日 告示第4号
令和5年7月24日 告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定に基づき、下記のとおり指定金融機関及び収納代理金融機関を指定する。

記

1 指定金融機関

金融機関名	取扱店及び取扱事務の範囲	
株式会社三菱UFJ銀行	江南支店	収納代理金融機関の公金の収納の事務 総括及び支払の事務並びに預金の取扱い
	上記以外の 本支店	公金の収納事務

2 収納代理金融機関

金融機関名	取りまとめ店及び取扱事務の範囲	
株式会社愛知銀行	大口支店	公金の収納事務の一部
岐阜信用金庫	江南支店	
愛知北農業協同組合	大口支店	
株式会社名古屋銀行	扶桑支店	
株式会社大垣共立銀行	江南支店	
株式会社中京銀行	江南中央支店	
いちい信用金庫	江南支店	